

2016年12月議会・一般質問

元気派市民の会は、常に「自分たちのまちは、自分たちでつくる」という自主、自立の精神と責任を持って、共に力をあわせ、まちづくりに取り組むべきと認識しています。調布市では、自治基本条例に規定した、住民一人ひとりがまちの主人公として暮らせる地域づくりを進めてきています。

平成29年度は市長が総仕上げに向けた後半の年でもあります。市の基本的考え方である「参加と協働のまちづくり」への取組も結実する時期に差し掛かってきたのではと思います。また「市民の生活を大切にすること」、を原点にした市政運営をされている点を考慮すれば、社会保障の充実のために行われた消費税増税という市民に痛みを伴う税金の使途が29年度予算では、生かし活用されるであろうことは申すまでもありません。

今般、2020年に向け、オリンピック開催を契機に生み出される持続的な効果としてオリンピック・レガシーを掲げています。レガシーとは大会後に残る有形無形の「社会的遺産」とも言い換えられます。調布市民憲章の一節には「急速な都市化が自然の破壊と環境の悪化をもたらしていると自覚し、自然をよみがえらせ、“新しいふるさと調布、をつくるため、「自然を破壊と汚染からまもり、緑と清流と青空に恵まれたまちをつくるために、ひとりひとりを尊重しあい、すすんでまちづくりに参加し、市民中心のまちをつくる」とありますが、その象徴のひとつとも言える「青空に恵まれ駅前広場の緑」というレガシーを21世紀のまちの骨格づくりの中に、市民参加・協働の実践としてどう生かそうとされているのか

以上のような問題意識から、市民憲章の実現と自治基本条例の前文にある調布らしさを大切にすることで、市政運営が市民の生活を大切にした施策展開を行うよう求める立場から質問します。

(1) 平成29年度の経営方針について

ア基本的考え方の具現化を

市では「参加と協働のまちづくり」と「持続可能な市政経営」を市政経営の基本的な考え方に据えています。現在、市民にとって様々な思いの詰まった青空が広がる緑の多い子ども達から大人にまで親しまれてきた駅前広場というレガシーの扱いに対して、特に樹木を残すよう多くの市民からの署名も寄せられた中で、市長との懇談も行われました。25日の毎日新聞の報道によると、市長は24日の定例会見で「様々な観点から複合的に勘案したところ、極めて難しい。木は残したいが大変残念」とのことでした。市の方針の中に、緑を大切に、次世代に継承していこうとする考え方あれば、樹木医が移植可能と判断した木は、できるだけ多く広場に戻すことを前提にした考えを議会に示し、必要経費を当初予算に組み込んでおけば、これほど大きな問題にならなかったのではないのでしょうか。しかし、実際には移設費用は予算化されていませんでした。

顧みると、広場のレガシーのひとつであるタコ公園のタコについては、セレモニ

一も開催され、市民も市も互いに惜しみながらも納得した形で心に残るレガシーとして残されたように思います。樹木がそうならなかった最大の原因は広場の樹木が多く、市民にとって市をイメージした時、欠かせないレガシーだという認識が、市側になかったことではないでしょうか。

2020年に向けた取組方針の中の視点に大会後のレガシーの創出があります。子ども達にタコ公園の思い出と共に育った緑をできる限り継承し、様々な世代が集う市民広場として市民が主体的にかかわっていくことが環境負荷の少ない持続可能なまちづくりの推進にも合致するものです。

現在、物々しく囲われた調布駅前公園を通るたび、胸が痛むという市民の声が聞こえてきます。現在の状況から、今まで以上に多くの市民に愛され親しまれる市民広場づくりという将来像に向かって、今回起きた課題を通して、参加と協働のまちづくりをどう進めていくのかが、行政・そして市民に問われています。子ども達も、現状について関心を持って見ています。市民から投げられたボールをどう市民の胸元に返していくのか問われるところです。

○市の修正基本計画には、【参加と協働の視点】 施策の目標達成に向けて、参加と協働で取り組むための 市民・事業者等に期待される役割を示していますが、市民広場として長く市民に愛されてきた調布駅前広場を、参加と協働のまちづくりという市の基本的考え方に立った時、新しくつくられていく駅前広場の運営に対して市長は具体的にどのような取り組みをお考えでしょうか。

市民憲章にあるように、私達ひとりひとりの手で人間味あふれる新しいふるさと調布の顔である・調布駅前広場をつくるために、市民、市民活動団体、事業者、NPO等が市と対等の立場に立ち、市民に広く愛される広場づくりという共通の目標に向かってそれぞれの役割と責任を自覚し、互いに協力し合って取り組むためには、広場をどう活用していくのかを共に考え運営していく協議会の設置が求められていると認識していますが、市長の見解を問うものです。

イ全世代を対象にした地域包括ケアシステムを

市政の第一の責務は市民の暮らしを守りこととしていますが、その際に常に基本計画に上げた4つの重点プロジェクトを並列で説明されていて、何が市民生活で最も困難と市が捉えているのか見えてきません。全ての政策に対して同時に取り組むことは困難です。28年度は2025年問題に向けて介護保険が改正され市では介護予防・日常生活支援総合事業が10月から動き出しています。65歳以上の高齢者は50000人弱で、高齢化率は21.32%、市民の5人に一人が65歳以上となり、介護認定を受けた人は9000人を超えています。こういった現状もあるなかで、市民の暮らし全般を見渡した時、貧困問題、介護問題、虐待、保育園不足等など日常生活の中に様々な課題があります。

市では「地域福祉計画」「高齢者総合計画」「障害者総合計画」の福祉3計画が30年3月に同時改定が予定され、改定に向けた住民懇談会も現在開催されています。

私は、これまで全ての世代を包括したケアシステムの必要性について提案してきました。様々な世代が、様々な課題を抱え地域で暮らしている事を考えると、高齢者のみを対象とした地域包括ケアシステムの構築だけでは、様々な課題解決につな

がっていきません。

3月に行いました元気派市民の会の、市長の基本的施策に対して、「赤ちゃんから子ども、障がい者、全ての市民が地域で安心して暮らすことができる、市民のための地域包括ケアシステムを、市民と共に作り上げ、市民の暮らしを支援する政策を優先課題として取り組むべきではないか」とする質問への答弁では、「誰もが住み慣れた地域で安心してその人らしい生活をおくることができるよう、地域における包括的な福祉の仕組みづくりが重要」との考え方を示されました。また、地域福祉計画において「地域におけるトータルケアの推進」を重点施策に掲げましたが、その際に福祉3計画の改定について触れ、トータルケアに向けた仕組みづくりに取り組んでいくとのことでした。

以前にも紹介しましたが、川崎市（政令指定都市、人口約149万人）では、『高齢者、障害者、子ども、子育て中の親、現時点でケアの必要がない方など、全ての地域住民を対象とした地域包括ケアシステムの構築を目指す』と明確にしています。そして「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」を策定。各個別計画はビジョンを上位概念と位置付け、より具体的な目標・取組方針・施策として定めるなど、推進ビジョンの内容を踏まえて策定されています。

○市としても今回の改定を機に全世代を対象にした地域包括ケアシステムを、3計画を包含する考え方として計画に位置付けるべきと考えますが、ご見解をお聞かせください。

10月から総合事業が動き出しました。総合事業のみの利用と思われる対象者に対しては、基本チェックリストを受ければサービスが利用できるようになりました。要介護認定がない分、サービス利用までの期間が短縮され経費の節減にもなるという事です。

市では工夫され、国が示したほかに独自の質問項目を設け、本人の状態をより把握できるようにしています。この点は評価するものですが、ご本人の状況は認定調査員が自宅訪問することで、様々な見えない実態把握も可能になります。

市民の認定を受ける権利の保障という点からも、まず介護認定を行うことが重要ではないでしょうか。川崎市では原則要介護認定を受けることになってはいますが、本人が事業対象者の手続きを機能する場合は、申請を行わないことも可能になっています。

○いずれ要介護認定を行うことで、実態把握にもつながることからも、総合事業を進めていくに当たって原則要介護認定を行うこととして進めていくべきではないでしょうか、ご見解をお聞かせください。

○地域福祉を推進していくために、地域包括支援センターは要です。調布市では全てのセンターが委託で行われていますが、様々な経営主体に委ねている現状の中で、個々に進めていきがちなか中、現場を持ち、市民の実態を的確に把握し、政策立案し市として施策展開していくには、市役所に直営の基幹型地域包括支援センターを設置すべきと考えますが、この点については如何お考えでしょうか。

ウ公共施設等総合管理計画に向けた新公会計制度への対応について

29年度の経営方針の中の健全な財政運営を維持する方策のひとつとして、新公会計制度への対応については、新たな総務省から示された統一的な基準の財務書類等への作成に向けて適切に対応する旨、示しています。国は少子高齢化が進展している中、財政のマネジメント強化のため、地方公会計を予算編成等に積極的に活用し、自治体の限られた財源を「賢く使う」取組を行うことは極めて重要として、特に固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした財務書類の作成に関する統一的な基準を示しました。他市も導入しているからという形式的導入では、内部の実態として機能しないのは当然の事ですが、多くの自治体が総務省方式を採用するなかで、議会で独自に研修した町田市を始め最近では江戸川区も取組んでいます、東京都方式を導入してマネジメントに活かしている自治体もあります。

職員が、日常の会計処理を複式簿記により記録することで、資産に対する意識が高まり、未利用資産の処分や資産の有効活用、債権管理のレベルアップにもつながります。月別決算にも対応でき日常的に、財務情報を意識することで、特に資産を持ったことで費用が発生するという施設設置者の責任を自覚し、日常的に財務・資産マネジメントへの意識が高まり職員の意識改革につながっているというメリットがあります。また、組織別、事業別単位の財務諸表を活用することにより、所管する事業単位の施設にかかる減価償却費、退職給与引当金繰入や公債費の利子などのフルコストを把握することができ、事業の費用対効果や適正な受益者負担を検討することができます。施設の老朽化を、減価償却累計額により確認することによって、適正な大規模修繕や建替の計画を検討・作成することができる。事業を行うにあたり、市民に対して現金の収支のみでない本来のフルコスト情報を提供することができ、説明責任を果たすことができるなどのメリットがあります。

11月21日には江戸川区のタワーホール船堀にて、東京都、大阪府を始めとする15団体で構成されている新公会計制度普及促進連絡会議主催・日本公認会計士協会後援で開催された新公会計制度推進シンポジウム2016に参加しましたが、町田市では課別・事業別行政評価シートに基づいた決算審査が行われているようです。また公会計情報を人件費、物件費等の科目別比較分析表や、施設別比較として開館一日当たりコストを基準とした掲載や、同種の施設比較分析にもっているとのことでした。○市としても成果を上げている東京都方式の導入について検討すべきではないでしょうか。ご見解をお聞きます。

(2) 平成29年度予算について

ア 予算の見積もり状況について

イ 予算時における乖離に対する改善について

基本計画最終年次に向けて、財政フレームの時点修正後に生じた新たな財政需要も多くあるなかで、限られた経営財源を最大限に活用し、財政の健全性維持に努め、不断の行財政努力を推進。次年度予算編成に当たって、基本計画期間の財政フレームを基本に、新たな財政需要もある中で、選択と集中、事業の優先度や内容、規模の精査、補助金等の見直し基準の活用等様々な面から指示しています。

○予算編成を進めていく過程で大幅な乖離があると思われませんが、現時点での乖離は如何ほどあるのでしょうか。

当初予算が決定するまでの業務量は増え、意思決定を遅らす要因につながっています。基本計画で財政フレームを示していますが、29年度は財政フレームに見込んでいなかった地下駐輪場や庁舎免震工事など様々な事業など今まで以上に多くの事業が予定されています。であれば財源確保も加味した現実的な財政フレームの具体的な額を明確にして大枠の予算規模を定めれば、おおよその予算枠が見えてきます。この示された範囲内で事業の優先順位を話し合うことで、予算編成方針に沿った見積もりが可能になるのではと考えます。予算内で次年度事業を自立的に組み立てれば、庁内分権にもつながり、事業を財源とセットで考えることが定着して調整期間も短縮されるのではないのでしょうか。昨年も申し上げましたが、以上の理由から

○今後は予算編成に当たっては、財政フレームを明確に示すことを前提条件としてとりくむべきと考えますが、この点について如何お考えでしょうか。

ウ地方消費税税率引き上げ分の使途について

予算編成方針の中には、地方消費税交付金の税率引き上げ分については、社会保障の充実・安定化に活用し、市民福祉の増進に図る制度としての趣旨を踏まえ、関係部署のマネジメントにおいても意を用いることとしています。これは税率改正の趣旨にのっとった方針であり明確に示されたことは担当所管としても予算化に当たっての指針として認識することができたものと理解しています。また地方消費税交付金の使途の明確化についても、税率引き上げ分は全て社会保障施策に充てるものとして、その使途の明確化に努めるよう指示されています。それぞれに歓迎すべきことですが、

○予算化に当たり、様々に見積もりにするに当たっては厳しい指示がなされている中で、前年度と比較した時、次年度の予算額としては総額如何ほど見積もり、関係課に対して見積もり段階でその額をどのように割り振り充実に努めるようどう指示されたのでしょうか。具体的にお聞かせください。

(3) 女性職員の活躍について

市の経営方針の中に、29年度に向けて女性職員の活躍を推進するため、「調布市特定事業主行動計画第六次行動計画」及び「時間外勤務縮減及び定時退庁推進に関する方針」に基づき、職員の意識改革や働き方改革を一層図っていくように指示されています。まだまだ社会の半分を構成する女性の意思決定の場への参加の割合が少ないことが、現在大きな社会問題となっている子育てや介護の問題、また女性の就労問題も含め、その課題解決に向けた意思決定機関への当事者の参加が低いことが適切な方策が示し切らない要因とも言えます。

2020年に30%そして2030年には50%を目指し、まずは調布市のプランでモデル事業所となっている市役所からこの目標に向かって努力していくことが求められます。

具体的には、市では「課長以上に占める女性職員の比率を平成30年度には20%、職員採用試験における女性の受験率の目標を50%にする」など女性職員の活躍推進に向けた取組は具体的な数値を定め、期待すべき計画になっています。しかし、ひとつ考えなければならないのは、この計画は正規職員を対象にしていることです。三鷹市では嘱託・臨時職員を含めた全職員が個性と能力を発揮し、やりがいのある

業務を行なえるべきと明記され計画策定され、嘱託員等の研修も取組内容に加味されています。

○調布市の行動計画も職員に準ずると読み解いていけば良いのでしょうか。

計画を見ると現状と課題といった点から市の状況がよく見えてきません。計画に現状を示す数値の掲載がなく、したがって年度の変化など詳しく見ていくことが困難です。現状における各役職段階に占める女性の割合や受験率等も含め詳しい資料が必要だったのではと思いますが、この計画はどのようなコンセプトで策定されたのでしょうか。

計画実現に向けた取り組みについては、主な内容と掲載されていますが、更なる具体的な取組がなされているのでしょうか。例えば、現在、介護離職が多い時代にあって、介護と仕事の両立を迫られた際に職場の状況を勘案して、短期介護休暇でも臨時職員が配置できるよう検討すること。また人権に係わるセクシャルハラスメントはもとよりマタニティ・ハラスメント防止の研修や相談窓口など、女性職員が活躍するためには欠かせないハラスメントのない職場づくりについての取組は欠かせないものと思いますが、この点についてはどのように取組まれているのでしょうか。

(市長答弁)

ただいま、大河巳渡子議員から市政経営について御質問をいただきました。私からは、平成29年度の経営方針のうち、基本的考え方の具現化についてお答えします。

調布のまちが、市制施行以来、最大規模の変革を遂げつつある中、市政を取り巻く諸課題に的確に対応していくうえで、市政経営の基本的な考え方の一つに据えている「参加と協働によるまちづくり」を、市民とともに進めていくことの重要性は、より一層高まるものと考えております。

市では、これまでも、調布駅前広場に限らず、様々な事業において、構想から計画、事業実施の各段階で、多様な市民参加手法を活用しながら、市民の皆様の御意見をいただく場を設けてきました。

調布駅前広場の計画検討に当たっては、駅前広場研究会をはじめ、市民との意見交換会やワークショップ、パブリック・コメント手続きなど、多様な市民参加手法を実践しながら、計画を取りまとめて参りました。この段階において、樹木保全を求める署名のほか、駅利用者をはじめ多くの方から御意見をいただいたことで、市民に親しまれてきた調布駅前広場の既存樹木に関する思いを改めて認識したところです。

今年度からは、北側ロータリーの整備に着手するなど、調布駅前広場の各種計画が、いよいよ具現化する段階に入ることから、計画段階までとは異なり、関係機関協議等による条件整理を経て、これまで積み重ねてきた市民参加の成果を、目に見える形で実現させていく段階となります。

そのため、市民説明会、意見交換会のみならず、出前講座や駅頭などに出向いて市民の御意見を伺う手法も活用するなど、まちづくりの方向や緑に対する思いなどを市民と共有しながら、これまで以上に丁寧に取り組んで参ります。

また、調布駅前広場は、交通結節点としての機能はもとより、にぎわいや交流、

うるおい、やすらぎを生み出す都市空間としての機能を兼ね備えた広場となるよう整備して参りたいと考えております。

整備後の広場の維持管理・運営については、市民が利用しやすい空間となるような仕組みとして、協議会方式を含め、市民や事業者との協働による様々な管理手法の事例があることから、それらの調査研究を進めているところです。

市民に親しまれ、愛される調布駅前広場となるよう、引き続き検討して参りたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

その他の御質問については、担当よりお答えします。

(高齢福祉担当部長答弁)

私からは、全世代を対象とした地域包括ケアシステムについてお答えします。

これまで地域福祉計画においては、「地域におけるトータルケアの推進」を重点施策に掲げ、すべての市民を対象として、ともに支え合い、助け合う地域福祉を推進するため、福祉のネットワークの構築等に取り組んで参りました。また、近年は、生きづらさを抱える方の社会的孤立の問題や、生活困窮、ひきこもりの問題など、福祉の課題は多様化・複雑化し、複数の分野にまたがる横断的な課題への対応が必要となっております。

このような現状から高齢者、障害者、子ども・若者といった施策の枠を超えて、地域で暮らす市民の生活上の課題を解決するという基本的な視点を踏まえ、地域における包括的な福祉の仕組みづくりについて議論を進めていくことは、重要であると認識しています。このことから、市民福祉ニーズ調査の結果などから得られた地域の実情やニーズを踏まえ、福祉施策を取り巻く状況を総合的に勘案し、地域福祉計画、高齢者総合計画、障害者総合計画のいわゆる福祉3計画の次期改定に当たっては、各計画に共通のビジョンを位置づけて参ります。

次に、介護予防・日常生活支援総合事業の利用についてお答えいたします。

調布市では、介護が必要な人に必要なサービスを提供することを念頭に置き、利用しやすい体制整備に努めております。

総合事業の利用に当たっては、高齢者支援室の窓口や地域包括支援センターで本人の状況や意向を丁寧に把握し、必要に応じて要介護・要支援認定の申請につなげています。

また、チェックリストのみで総合事業を利用する方についても、高齢者支援室や地域包括支援センターに配置されている専門的知識を有する職員が、より詳細な状況を把握した上で、適切な判定につなげております。

基本チェックリストのみで事業利用できる利点としましては、退院後に短期間の支援が必要な方や迅速なサービス導入を必要とする方に対応できることが挙げられますが、総合事業のサービス導入後、利用者の状況やサービス利用の意向に変化があれば、要介護・要支援認定につなぐこととなります。総合事業利用者の実態については、地域包括支援センターの職員及びケアマネジャーが随時適切な把握に努め、必要な支援に結び付けて参ります。

また、基幹型地域包括支援センターの設置についてですが、市では現在、高齢者支援室支援センター係が委託先の地域包括支援センターに対する研修や職員同士の情報交換会等を実施しているほか、定期的な連絡会の開催や事業所訪問を実施するなど、基幹型地域包括支援センターの機能を果たしております。

地域包括支援センターが作成するケアプランやケアマネジメントの内容についても、高齢者支援室支援センター係が把握しており、利用者に適切なサービスが提供されるよう、必要に応じて指導を行っております。

この他、支援が困難なケースについては、基幹型地域包括支援センターの機能を持つ高齢者支援室支援センター系の職員が、地域包括支援センターの職員や、関係機関等と、密に連携を図った上で現場に出向き、支援に当たっています。

今後も、地域包括支援センター職員の資質向上や機能強化、公平な運営の担保に努めるとともに、市と地域包括支援センターとの協働による高齢者の支援やネットワークづくりを強化して参ります。

(行政経営部長答弁)

私からは、新公会計制度への対応と、平成29年度予算について、お答えいたします。

新公会計制度とは、市財政の透明性を高め、市民に対する説明責任を果たすことなどを目的として、発生主義による企業会計的な財務書類等の整備を行うことにより、現行の地方自治法に基づく現金主義による予算・決算制度を補完するものであります。

調布市における取組としては、現在、総務省方式改訂モデルによる財務書類の作成・公表を行っています。同モデルは比較的簡易に作成が可能のため、多くの地方自治体で採用されています。同モデルの課題としては、固定資産台帳の整備が必須ではないことなどが挙げられますが、過去に建設した公共施設等が今後更新時期を迎える一方で、地方自治体の財政は依然として厳しい状況にあることや、少子高齢化、人口減少等により、今後の公共施設等の利用需要の変化が想定される中、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化の観点からも固定資産台帳の整備の必要性は高まっていると認識しております。こうした状況の中、平成27年1月に、総務省から、全ての地方自治体に対して、固定資産台帳の整備と、発生主義・複式簿記の導入を前提とした、統一的な基準による財務書類等の作成・公表を行うよう要請がありました。このため、市では、行革プラン2015に「新公会計制度への対応」を位置付け、平成29年度末までに対応する計画として、固定資産台帳等の整備に取り組んでいるところです。固定資産台帳は、市が保有する全ての固定資産の取得価額、耐用年数等のデータを網羅的に記載するものであり、既に、平成27年度末時点の台帳が概ね整備完了し、現在は平成28年度分の固定資産の増減を反映させているところです。

東京都方式については、日々の会計処理から複式簿記の仕訳を行い、データを蓄積して財務諸表を作成するとともに、事業別財務諸表の作成等を行うシステムを導入している点が特徴となっており、固定資産台帳の整備も前提となっています。この東京都方式は、総務省が統一的な基準を公表する前から導入されており、東京都のほか、全国で16団体で採用されていると認識しております。その内容を見ると、税収や国・都からの補助金収入、固定資産等の内部変動の取扱いなど、総務省の統一的な基準との考え方に相違があり、他団体との比較が困難であることなどから、総務省は、東京都方式の財務書類等の作成・公表を行った場合であっても、別途、総務省の統一的な基準による財務書類等を作成・公表することを求めています。また、財務会計システムの改修に大きな財政負担が伴うことや、事業別財務書類等の作成に係る予算体系の組替が必要であることなどの課題があるものと認識しています。

市では、平成29年度に、平成28年度決算の財務書類等を作成いたしますが、その作成手法としては、日々仕訳へのシステム改修コストや会計事務変更の負担、また、毎年の固定資産台帳の更新作業等の負担を総合的に勘案し、多くの団体が採用する予定の総務省の統一的基準の期末一括仕訳方式での作成を予定していま

す。財務書類等の作成基準等が統一化されることで、従来より多くの団体との比較が可能になることから、今後、他団体との比較や分析を行い、財務書類等の有効活用を図って参りたいと考えております。併せて、引き続き、東京都方式を導入している他団体の動向や活用状況も調査、研究して参ります。

次に、平成29年度予算についてであります。

平成29年度予算編成については、本年10月に、市政経営方針を踏まえた予算編成方針を全庁に通知しました。現時点での見積状況は、各部からの新規・拡充事業の要望を含め、歳出見積総額が956億円余、一方の歳入見積総額が875億円余であり、81億円余の財源不足となっております。

この財源不足の主な要因は、歳出では、財政フレームでは見込んでいない新たな財政需要や、制度改正への対応などに要する経費のほか、公共施設の維持保全経費、市民サービスの向上を図るための新規・拡充事業に要する経費を見込んでいることなどによるものと捉えております。

予算編成に当たっては、財政フレームを基本としつつ、新たな財政需要や制度改正、事業進捗等による歳出の増要因を踏まえた財政の見通しについて、全庁で情報共有を図りました。また、個別経費の見積りに当たっての枠組みとしては、基本計画事業は計画事業費を上限とし、公共建築物の維持保全は計画に位置付けのある工事を基本とすること、経常的な経費については直近の決算額と予算額を踏まえて縮減することなど、経費の見積りの枠組みを示して参りました。

しかしながら、昨年の予算編成における財源不足額よりは下回ったものの、現段階で、なお大きな財源不足が生じている状況であることから、今後も、より自律的で効率的な予算編成となるよう検証を重ね、必要な改善を加えていきたいと考えております。

また、今後の収支均衡に向けては、限られた財源を効果的・効率的に活用するため、各部における主体的な歳入確保・経費縮減の取組と併行し、新規・拡充事業の厳選、計画事業費を基本とした事業費の精査、事業の緊急度・優先度を勘案した進捗調整などに取り組んで参ります。

次に、地方消費税率の引上げ分の使途についてであります。地方消費税率の引上げ分につきましては、社会保障の充実と安定化のため、全額を社会保障施策に要する経費に充てることとされており、市としても、これまで、年々増加する社会保障関係経費への対応とともに、保育園の待機児童対策や制度改正などの財源として活用して参りました。併せて、予算及び決算の説明資料において、その使途について明示しております。平成29年度予算編成に当たっては、予算編成方針の中で、制度の趣旨を踏まえた活用について、関係部署のマネジメントにおいても意を用いるよう示したところです。

平成29年度予算における歳入として、地方消費税交付金については、現時点では、平成28年度の予算額と同額で見積っておりますが、今後、東京都から通知される交付見込額や、平成28年度の収入状況を踏まえ、時点修正して参ります。

一方、社会保障施策に要する経費につきましては、生活保護費や障害者福祉サービス費などの義務的・経常的経費が引き続き増加するものと見込んでいるほか、保育園の待機児童対策をはじめ、様々な課題に対応するための経費なども増加が避けがたい状況であると考えております。

予算の見積り段階では、地方消費税率の引上げ分につきましては、具体的な金額の割振りを行っておりませんが、今後の予算編成過程における関係部署との協議を踏まえ、社会保障施策における現行の市民サービス水準を維持するための事業

のほか、新たな福祉ニーズに対応する新規・拡充事業について、対象事業を検討し、適切な活用につなげて参ります。併せて、その活用状況については、引き続き、市民の皆様により分かりやすくお知らせするよう努めて参ります。

(総務部長答弁)

私からは、女性職員の活躍についてお答えいたします。

初めに、「特定事業主行動計画第六次行動計画」策定の考え方についてお答えいたします。本計画については、女性職員も含めた全ての職員が能力を十分発揮することで、市民サービスの向上につなげることを目的として、これまでの家庭生活と職業生活の両立支援の取組に加え、女性職員の活躍支援の取組を位置付けております。

具体的な取組としましては、昇任試験制度の見直し、自治大学校が実施する女性幹部養成支援プログラムへの職員派遣等、女性職員の登用拡大に向けた取組や、職員採用説明会におけるワーク・ライフ・バランスの取組事例の紹介、市内女子大における採用説明会の実施等、将来を担う女性職員の確保の観点から、取組を進めております。また、本年7月に「調布市職員の時間外勤務縮減及び定時退庁推進に関する方針」を策定し、それに基づく変則勤務の試行実施等、職員の意識改革、働き方改革を進めることで、女性職員が活躍できる職場環境の整備を進めているところです。

計画で掲げる目標指標については、正規職員を対象としておりますが、計画では、臨時・非常勤職員も含めた全職員を対象としているため、非常勤職員の育児・介護制度の整備など、組織全体での取組を進めているところです。

次に計画で定める「主な取組内容」以外の取組についてお答えいたします。本計画の「主な取組内容」については、男女同数で構成された庁内委員会や職員への意見募集で出された取組を計画に反映させたものであります。

変則勤務の試行実施等、計画に具体的な記載はありませんが、計画の目的・趣旨に沿った取組についても、随時取り入れながら進めているところであり、今後も同様に取り組んで参りたいと考えております。

また、国や東京都の制度にあわせ、介護時間制度の導入や、介護を行う職員の時間外勤務の免除等、介護に関する制度の充実についても検討を進めて参ります。

次に、ハラスメント防止に向けた取組についてです。

ハラスメントは、これを受けた職員の人権を侵害し、精神的な損害を与えるばかりでなく、職場環境を悪化させることにもつながる、あってはならない行為であると考えております。

このため、市では、「調布市職員のハラスメントの防止等に関する規則」に基づき、事業主の責務として、研修を通じた職員の意識啓発をはじめ、相談員による相談体制の整備や個別の苦情相談に当たっては、ハラスメントを受けた職員の心身の状態及び関係者のプライバシーの保護、守秘義務等に十分配慮するなど、適切な対応に努めているところです。

第六次行動計画の推進におきましても、ハラスメントのない、女性職員も含めた全ての職員が働きやすい職場環境づくりは重要なものと認識しておりますので、今後もハラスメント防止等の取組につきまして意を用いて進めて参ります。